

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008那第7号	
事故等名	貨物船第八栄勝丸乗揚	
発生年月日	平成20年6月28日 13時35分ごろ	
発生場所	鹿児島県大島郡山間港戸玉地区	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月20日 那覇・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船長に対して必要事項を照会と電話聴取。 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 貨物船第八栄勝丸 455トン	
船舶番号(IMO番号)	130510	
船舶所有者等	江野口汽船有限会社	
船種・船名・総トン数	B	
船舶番号(IMO番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海) B	
負傷者	A 負傷者 なし B	
損害状況	A 船底外板凹損、プロペラ翼曲損	
事故等の経過	平成20年6月28日13時30分ごろ、5人が乗り組み、砕石約1,000トンを積載し鹿児島県谷山港向け同県大島郡山間港戸玉地区を発し、13時35分ごろ、船底が海底に接触した軽い衝撃があったが、船体内外を調査して異常を認めなかったため、続航して鹿児島港に着いた。同年8月12日入渠時に、船底外板の凹損、プロペラ翼の曲損を発見した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	離岸時の操船が適切ではなかったこと
原因	本件乗揚は、離岸時の操船が適切ではなかったことが関与した可能性があると考えられる。	